

福岡県公報

平成29年3月3日
第3872号

目次

告示(第140号-第145号)

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (畜産課) 1
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (畜産課) 1
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (畜産課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 都市計画の変更 (都市計画課) 2

公告

- 平成29年度前期技能検定の公示について (職業能力開発課) 2
- 平成29年度技能検定(随時実施)の公示について (職業能力開発課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 一般競争入札の実施 (漁業管理課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 9
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 10

- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) 11
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 11
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 11

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 12

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 13
- 内水面漁場管理委員会
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (漁業管理課) 15
- ブルーギルの駆除推進水域の指定 (漁業管理課) 15

告示

福岡県告示第140号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、平成29年1月11日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
一般社団法人 福岡有害鳥獣対策猟友会	福岡市東区和白丘二丁目2番49号	野村 昌弘

福岡県告示第141号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、平成29年1月16日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

福岡県告示第142号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、平成29年2月8日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

福岡県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	筑紫野 三 輪 線	前	筑紫野市大字筑紫592番3先から 筑紫野市大字筑紫605番1先まで	14.2 ～ 42.4	64.1
			後	筑紫野市大字筑紫592番3先から 筑紫野市大字筑紫605番1先まで	14.2 ～ 40.0	64.1

福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	筑紫野 三 輪 線	筑紫野市大字筑紫592番3先から 筑紫野市大字筑紫605番1先まで

福岡県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画道路を変更（朝倉筑前都市計画道路3・5・17-2号庄屋町東田線の変更）

公 告

公告

平成29年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器

組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（肉盛溶射作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専修学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成29年6月5日（月曜日）から同年9月10日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、平成29年5月29日（月曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成29年7月16日（日曜日）	

(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、染色、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装	平成29年8月20日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(イ) 3級 金属熱処理		
(ウ) 単一等級 産業洗浄		
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成29年8月27日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成29年9月3日 (日曜日)	
(イ) 単一等級 溶射、枠組壁建築及び路面標示施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成29年4月3日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成29年4月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るものうち一部のものについては平成29年8月25日（金曜日）、その他の等級等については平成29年9月29日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

平成29年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

随時3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月31日（土曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所

平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月31日（土曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日

福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で作成する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成29年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人レイズサポートnet

(2) 代表者の氏名

中島 尚之

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡志免町東公園台二丁目7番3号2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者・子供などサポートを必要とする方すべてに対して、地域で安心して生活できる環境を構築するための支援に関する事業を行い、生活環境の安定はもちろん積極的な社会進出の推進に寄与することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	平成29年2月21日

公告

福岡県が発注する漁業調査取締船建造について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 製造物品名及び数量

福岡県漁業調査取締船「げんかい」代船 1隻

2 製造仕様書

入札説明書による。

3 工期

契約締結日の翌日から平成30年3月16日（金曜日）まで

4 納入先

福岡県水産海洋技術センター

5 納入場所

福岡市中央区長浜三丁目 博多漁港内 係留地

6 発注方式

(1) 本建造は、当該漁業調査取締船建造に係る平成29年度予算が成立し、予算事務手続が整った場合についてのみ、入札書の開札以降の手続を行うことを条件とする。

(2) 本建造の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター企画管理部 総務課
電話番号 092-806-0854

(2) 工事にすること

郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター 研究部 資源環境課
電話番号 092-806-0876

8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（福岡県競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。

9 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年3月30日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 平成19年度以降に、官公庁が発注した漁業取締船又は調査船のうち総トン数60トン以上の軽合金製高速艇型を受注し、国内の造船所で建造した実績を有する者。
- (2) 当該船の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。
- (3) この製造に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある造船業者でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。

- (6) 8の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目06-03（車輛・船舶業種）で「AA」の等級に格付けされている者。

10 入札説明書の交付

(1) 期間

平成29年3月3日（金曜日）から同年3月17日（金曜日）までの毎日、（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

7の(1)の部局とする。

なお、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードして入手することも可能である。

11 契約条項を示す場所

7の(1)の部局とする。

12 仕様等に関する質問

仕様等に関する質問は、書面にて7の(1)の部局へ持参又は郵送して行うものとする。質問に対する回答は福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

(1) 受付期間

平成29年3月3日（金曜日）から同年4月5日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) ホームページ掲載期間

原則として質問の書面を受領した日の翌日から起算して、10日を経過する日から平成29年4月14日（金曜日）午後4時30分まで

13 入札参加申込み確認票の提出

(1) 提出期間

平成29年3月3日（金曜日）から同年3月30日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 提出場所

7の(1)の部局とする。

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

提出した確認票等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

14 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

7の(1)の部局とする。

(2) 受領期限

平成29年4月14日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

15 建造費内訳書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した建造費内訳書を提示し、落札決定後、落札者は、当該建造費内訳書を提出すること。

なお、入札に際し、建造費内訳書を提示しない者は、入札に参加できない。

16 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年4月17日（月曜日）午後1時30分

(2) 場所

郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター研究部 中会議室

17 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。再入札に付しても落札者のないときは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格を入札した者と随意契約を行う。

18 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の108を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

ウ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

19 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、17により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるできない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が18の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 20 最低制限価格の有無
無
- 21 落札者の決定の方法
 - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格算出の基礎となった直接の製造費又はこれに相当する額に満たないときは、調査のうえ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合もある。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 22 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書の作成を要する。
 - (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字中屋敷66番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大保1654番地7セイバリーUA II 101号
菅 典嗣

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年2月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートライアル福智店
 - (2) 所在地 田川郡福智町弁城4238番1 外19筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年10月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,375平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物東側及び南側	160
合計	160

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物南側	52
合計	52

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物西側	180
建物西側	50
合計	230

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内西側	16.27
建物内西側	19.17
合計	35.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置

3箇所	建物敷地西側及び南側
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	
24時間	

24時間

24時間

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社成尾

(2) 所在地

糸島市美咲が丘二丁目12番6号

(3) 代表者

代表取締役 成尾 尚雄

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年2月16日

4 処分の理由

有限会社成尾は、福岡県知事から事業の範囲の変更許可を受けずに、平成26年12月26日から平成28年8月10日までの間に計13回にわたり、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物の積替え及び保管を行った。

このことは、法第14条の2第1項に違反し、法第14条の3の2第1項第5号に該当する。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町	平成29年2月10日から 平成29年3月24日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市交通事業管理者から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2級水準測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区・早良区・西区・ 博多区・東区の一部	平成29年2月15日

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地2
古賀 道雄	大牟田市通町2丁目172番地6
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地1
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地
佐田 修	みやま市瀬高町太神27番地3
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
田中 保徳	みやま市瀬高町高柳699番地
壇 信行	みやま市瀬高町小川917番地
樺嶋 一美	みやま市瀬高町松田2381番地4
田中 好雄	みやま市瀬高町小田1907番地
坂田 勝彦	みやま市瀬高町坂田1038番地2
橋本 欣二	みやま市瀬高町本吉993番地2
猪名富 久人	みやま市山川町清水951番地
松尾 吉秋	みやま市高田町海津1741番地
原田 澄男	みやま市高田町徳島579番地
四牟田 敏光	みやま市高田町江浦541番地
高田 恵勝	みやま市高田町永治271番地1
西山 英一	みやま市高田町北新開127番地
山田 一昭	みやま市高田町黒崎開440番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

2 退任監事

氏名	住所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地1
田中 隆輔	みやま市高田町江浦町283番地
濱武 正治	大牟田市昭和開322番地

3 就任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地2
中尾 昌弘	大牟田市浄真町85番地コアマンション浄真町507号室
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地1
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
佐田 修	みやま市瀬高町太神27番地3
田中 保徳	みやま市瀬高町高柳699番地
壇 信行	みやま市瀬高町小川917番地
樺嶋 一美	みやま市瀬高町松田2381番地4
坂田 薫	みやま市瀬高町小田1029番地
坂田 和章	みやま市瀬高町坂田1038番地2
橋本 欣二	みやま市瀬高町本吉993番地2
西山 英一	みやま市高田町北新開127番地
高田 恵勝	みやま市高田町永治271番地1
山田 一昭	みやま市高田町黒崎開440番地
平川 恵一	みやま市高田町徳島516番地1
四半田 敏光	みやま市高田町江浦541番地
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
猪名富 久人	みやま市山川町清水951番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

4 就任監事

氏名	住所
武藤 正司	みやま市瀬高町泰仙寺217番地
田中 隆輔	みやま市高田町江浦町283番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年3月3日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県宗像警察署の部池田駐在所の項中「池田1302番地10」を「池田1300番地1」に改め、同表福岡県朝倉警察署の部金川駐在所の項中「屋永3366番地4」を「屋永3397番地7」に改め、同部小石原駐在所の項中「大字小石原941番地9」を「大字小石原876番地5」に改め、同表福岡県小倉南警察署の部曾根交番の項中「下曾根3丁目1番11号」を「下曾根3丁目1番17号」に改め、同表福岡県折尾警察署の部岡垣交番の項中「東松原1丁目1番3号」を「海老津駅前1番2号」に改め、同表福岡県行橋警察署の部犀川駐在所の項中「犀川本庄442番地」を「犀川本庄434番地6」に改め、同表福岡県田川警察署の部糸田交番の項中「糸田町3685番地3」を「糸田町1764番地1」に改め、同部大任交番の項中「大字大行事1617番地4」を「大字大行事3063番地1」に改め、同表福岡県八女警察署の部忠見駐在所の項中「忠見656番地1」を「忠見577番地1」に改め、同部大淵駐在所の項中「大淵4056番地2」を「大淵3975番地2」に改め、同表福岡県柳川警察署の部垂見駐在所の項中「棚町505番地14」を「垂見58番地1」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 別表第1 福岡県八女警察署の部忠見駐在所の項の改正規定 平成29年3月5日
- 別表第1 福岡県八女警察署の部大淵駐在所の項の改正規定 平成29年3月6日
- 別表第1 福岡県小倉南警察署の部曾根交番の項の改正規定 平成29年3月7日
- 別表第1 福岡県田川警察署の部糸田交番の項及び大任交番の項の改正規定 平成29年3月10日

- (5) 別表第1 福岡県朝倉警察署の部金川駐在所の項、福岡県行橋警察署の部犀川駐在所の項及び福岡県柳川警察署の部垂見駐在所の項の改正規定 平成29年3月13日
- (6) 別表第1 福岡県宗像警察署の部池田駐在所の項及び福岡県朝倉警察署の部小石原駐在所の項の改正規定 平成29年3月14日
- (7) 別表第1 福岡県折尾警察署の部岡垣交番の項の改正規定 平成29年3月18日

福岡県公安委員会告示第46号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年3月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成29年6月7日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成29年6月6日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置

にすること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ウ) 法令にすること。
- (エ) 雑踏の整理にすること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置にすること。

イ 実技試験

- (イ) 雑踏の整理にすること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置にすること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成29年5月15日（月）から同年5月17日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 1級の検定申請者

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(5) 検定手数料

- ア 雑踏警備業務1級 13,000円
- イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること

。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日进行を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）を確認することができる。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成29年3月3日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成29年3月3日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで